

## 指宿市建設工事成績評定要領の運用について

指宿市建設工事成績評定要領の運用については、平成20年11月1日から運用しているところであるが、鹿児島県工事成績評定に準拠して改め、その運用にあたっては、下記の点に留意することとします。

### 記

- 1 指宿市建設工事成績評定要領（改訂版）については、平成29年4月1日以降に実施する中間検査及び完成検査から適用する。
- 2 工事成績評定表の運用については、別添工事成績評定表の記入要領によることとする。

### （別添） 工事成績評定表の記入要領について

- 1 評定対象工事は、指宿市建設工事成績評定要領の第2条に示すとおり原則として1件の請負金額が130万円を超える工事としているが運用については、下記のように取り扱うこととする。
  - ① 130万円を超え500万円未満の工事「小規模工事」：審査項目別運用表の各審査項目の細別のうち、黒色表記の項目とする。
  - ② 500万円以上の工事：審査項目別運用表の各審査項目の細別のうち、黒色と緑色表記の項目とする。
- 2 工事成績の評定については、別記様式第1「工事成績評定表」及び別記様式第2「細目別評定採点表」の細別ごとに行うものとする。
- 3 各評定項目ごとの評定は、「別紙一1～4の審査別運用表」によるものとし、小規模工事（請負金額130万円を超え500万円未満の工事）を除き、別紙「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

なお、「創意工夫」に関しては、施工計画書に記載され、又は事前に受注者から自主的に創意工夫にかかる資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し、施工等に反映されていたならば評価するものとする。
- 5 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等を考慮しないこととする。

なお、検査の結果、手直し等があった場合は、手直し前の状態を対象として評定する。
- 6 評定点は、標準点65点に各評定項目の加減点を合計し評定点とする。
- 7 評定点合計は、各評定者の評点を調整し評定点合計とする。